

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成24年10月9日（火）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 中里委員 奥山委員 間野委員 坂本委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成24年10月9日（火）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
平成24年度実施教員採用候補者選考試験最終結果発表について ほか
- 3 要望審査
受理番号11 教科書に関する要請書について
- 4 審議案件
教委第32号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
教委第33号議案 横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の
制定について
教委第34号議案 横浜市スポーツ推進計画（素案）に関する意見の申出について
教委第35号議案 教職員の人事について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。初めに会議録の承認ですが、前回9月28日臨時会の会議録は本日の会議録と合わせて次回以降に承認することといたします。

次に議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長 **【教育長一般報告】**

1 市会関係

- 10/2 決算第一特別委員会（局別審査）

それでは、最初に市会の関係ですが、10月2日に決算第一特別委員会の教育委員会事務局の局別審査がございました。170問以上の質問をいただいたところでございます。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 9/28 第11回 横浜市放射線対策本部会議

(2) 報告事項

- 平成24年度実施 教員採用候補者選考試験最終結果発表について

それから、市教委の関係ですけれども、主な会議でございますが、9月28日第11回の横浜市放射線対策本部会議が開かれました。放射線対策のこれまでの取組と今後の対応といった議題が審議されております。その他報告事項として、学校給食における冷凍ミカンの代金の取扱いほか報告されたところでございます。

3 その他

その他、報告事項でございますけれども、平成24年度に実施いたしました教員採用候補者選考試験の最終結果発表について、これは後ほど担当からご報告させていただきます。

以上でございます。

今田委員長 教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。

特に質問がなければ、別途所管課から説明とありました平成24年度実施教員採用候補者選考試験最終結果発表について、お願いいたします。

伊藤教職員人事部長 おはようございます。教職員人事部長伊藤です。よろしくお願いたします。それでは、先般行いました来年4月1日付で採用を予定しております教員採用候補者選考最終試験結果についてご報告申し上げます。詳細につきましては教職員人事課長からご報告を申し上げます。

小田教職員人事課長 おはようございます。教職員人事課長の小田でございます。ご説明をさせていただきます。

本年度の教員採用試験につきましては、一次試験を7月8日に、二次試験を8月上旬から9月中旬にかけて実施いたしました。本年度の採用試験では、新たにインターネットによる申し込みや、昨年度に引き続き九州会場での採用試験も実施いたしました。

概要でございます。合格者数でございますが、24年度につきましては小学校660、中学校・高等学校327、特別支援学校33、養護教諭35ということで、合計1055人を採用いたしました。昨年度に比べて合格者数につきましては34人の減となっております。最終の倍率でございますが、小学校で3.6倍、中学校・高等学校で6.7倍、特別支援学校で6.9倍、養護教諭で7.1倍、合計で4.8倍ということで、こちらについては、昨年度に比べまして0.5ポイントの上昇という形になっております。

試験の実施状況につきましては、その試験実施状況として中学校の教科等も含めまして分析をしていますので、ご覧いただければと思います。

説明については以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終わりました。何かご質問がございましたらどうぞ。

坂本委員 今数字的なことは大変細かい説明でわかりましたが、もう少し内容的な事で、例えばインターネットで応募があり、それから九州地方で採用活動したことの成果、それから従来のやり方で応募した人と新たな方法で応募した人、ないしは採用結果がどのように違ったかということがわかると、政策のよさがわかるのではないかということが1点です。それから今大変教育界が荒れておりまして、先生になる方にとっては悩み多い事もあると思いますが、例えば、男女の比率とか、中途採用者の比率、それから、先生の質とか、時代とかを反映するものがあつたら教えていただくと大変勉強になります。

今田委員長 言葉として、採用という言葉と合格という言葉と、それは一緒でいいのですか。

こちらの説明でそういう言い方をしていましたが、そのところ誤解がないように説明してください。

小田教職員人事課長 採用候補者試験の最終結果発表ということで、今回ご報告させていただくのは合格者の発表でございます。採用はまた別に応じていただけるか応じていただけないかも含めてということになります。

坂本委員 私の質問も合格者に対する質疑をお願いします。

小田教職員人事課長 それでは、ご説明をさせていただきます。インターネットの申し込みは今年から始めました。その結果、応募者数で言えば、昨年度に比して今年は6067人で、応募者数がかなり増えました。そういう意味ではインターネットの申し込みを導入した効果があつたのかなと思っています。

坂本委員 どのくらいインターネットの申し込みがありましたか。

小田教職員人事課長 インターネットの数のみでは出していませんが、インターネット申込みを導入していなかった去年の申込者数が、5387名でございました。今年の申込者数が6067名ということですね、700名程度増えておりますので、そういう意味ではこ

のインターネットの効果があつたと思います。ただ、インターネット申し込みの数自体はまた後日ご説明させていただきたいと思います。

それと、九州地方出身の受験者でございますが、これは512名ということで、去年から始めていますが、受験者数5031人中で512名が九州会場で受けておりますので、10%ぐらいの方が九州会場で受けていただいたこととなります。こちらもかなり効果があつたものと考えています。

坂本委員

今年初めてインターネットで周知したという、そういう画期的な事をした時は、その効果がどうだったかというのは誰も知りたいと思いますので、数字でチェックしていただき、やったことがよかったのか悪かったのか、そういうところが大事だと思います。それから、九州会場もそのとおりで、わざわざ九州まで行って、場所が増えれば、500人数が増えたのは当然なんです。だけど、その時に質がどうだったか、九州会場まで行ったら、例えば100人の応募に対して大変合格率が高かったと、やはり地方に行けばいい人がとれるとなれば、次からわざわざ地方へ出かけて行く意欲もわくわけですし、100人とれても比率が、横浜と同じなら母集団が増えたけどわざわざ行く価値がないとは言いませんが、半減ですよ。そういうチェックをしていくとすごくメリハリが効いていいと思いますが、九州はどうですか。

小田教職員人事課長

合格者の割合で申します、やはり受験者の割合が先ほど10.2%と申し上げましたが、合格者の割合も10.7%でございますので、そう大きな違いは出ていません。ただ、受験者数を多く集めるということで、優秀な方が多く入ってくると考えていますので、その10.7%の中で優秀な方が入ってるのかなと考えています。

坂本委員

それは数を広げる意味ではね。わかりました。ありがとうございました。それから男女と、中途採用と新規の方の比率はどうですか。

小田教職員人事課長

今持っている数字でございますが、男女の比率で申しますと、男性が374名、女性が681名でございますので、割合としましては男性が35%、女性が65%となっています。

中途採用は、数字は出していませんけれども、最終合格年齢分布で見ますと20歳代の方が83.6%という形になってございます。次に多いのは30歳代が12.4%というような形になっておりますので、20歳代の全般のところは新卒者と見ることができると思います。

坂本委員

わかりました。大体今までの趨勢と同じということですか。

小田教職員人事課長

はい。

中里委員

教師塾の塾生の合格者数及び合格率はいかがでしょうか。

小田教職員人事課長

卒塾者の方が82名おりました。その中で53名の方が合格となっております。

中里委員

例年に比べて合格率は低いのですか。

伊藤教職員人事部長	<p>昨年は実施しておりません。一昨年はたしか40%位でしたので、それから比べると若干上がりました。その前から比べると落ちてます。</p>
中里委員	<p>大学を卒業して22歳でいきなり4月から教鞭に立つというのは非常に厳しい仕事の内容かと思います。インターシップ制度が必要ではないかと言われたりもするわけですが、その中で臨任、それから非常勤講師というのは一種のインターシップのチャンスかと思っておりましたが、その臨任・非常勤経験者はその中に何%ぐらい入っていますか。</p>
小田教職員人事課長	<p>教員経験者の受験者数が988名でございます。合格者202名でございます。そういう意味では、合格率は高いかと思います。</p>
中里委員	<p>それで、臨任の場合、校長の意見具申書というのが年に何回か、日常的な授業とか、それから保護者対応とか、生徒指導とか、勤務状況とか、細かく分かれた意見具申書を出しますが、それは最終的な選考の中でよい点は加味されているのでしょうか。</p>
小田教職員人事課長	<p>その内申、具申につきましては加味してございません。一次試験の試験内容でやる部分でその経験等は見させていただいておりますが、そういう意味での加味はしていません。</p>
中里委員	<p>以前から何度か言っていましたが、校長が1年間通して勤務状況を見るのは、採用試験よりもっと優れているものがあるかと思うのです。自分の経験の中で、この教師はぜひ採用してほしいと思っても、採用試験には受からない。教師になったらなかなか大変だなと思う教師が試験で受かったりということで、矛盾を感じています。例えば臨任で担任を持ったり、しかも3年の担任を持ったり、部活動顧問でもしっかりできている臨任も多くいるように聞きますので、インターシップを具体的にはできる場面はないけれども、そういう臨任制度とか、非常勤講師の採用のときのその校長の意見具申書をぜひ何か生かせるようにしていただけるといいなと思いました。</p>
今田委員長	<p>それについて、何か意見がありますか。どうぞ。</p>
伊藤教職員人事部長	<p>前々から委員の皆さんからそういうことをお聞きしてまして、内部的に検討しています。結論から言いますと、国に問い合わせましたら、横浜市の臨任や非常勤の先生に適用するものは、これは法律の規定や公平性というものと関係します。それと横浜市で臨任をしている方というのは競争試験ではアドバンテージを受けないという法律の規定がありますので、横浜市に限定してしまいますと、そういう法律に触れるということです。ただ、臨任・非常勤、全国的に取り入れている制度ですから、同制度で全国的に、例えば川崎でも東京でも相模原でも総合的にやってる方の評価を学校長が出しますというのであれば、一律に同じ状況ができるのですけれども、横浜だけを対象とした場合というのは、これは法律に抵触すると言われておりますので、そうなったらその評価を、全国的に統一することができるかどうかという非常に難しい問題があります。恐らく何年間か日常的に非常勤をやられてる先生については、それなりの実績があるということもありますので、これについては引き続きどういう形になるかは別として検討していき</p>

たいなということで今考えております。

今田委員長

公平性の担保のところ、ほかのところにも臨任をしている人については評価を出してもらおうということで、その形式がどこまで統一的なものができるかどうかは別にして、そのことが万全を保てれば、頑張っている人たちのいい部分は評価される、少し前向きに捉えていいのかなと思います。何かバランスを考えて、そのために、結果としていい先生を逃してしまうというか、また公平性も大事だし、一方で恣意的なものになり過ぎてはいけないけれども、難しいところではありますが、そのところはもう一段、前向きに工夫していくのは大事なことだと思います。

伊藤教職員人事部長

どの方法をとるかはいろいろあると思います。今おっしゃられた方法もあれば、またそれでもない方法もあります。ただその方法をとった場合にはどこに評価の基準を置くかでバラバラになってしまいます。それとはまた違う形で何らかのそういう一生懸命やってる先生を救えるような、救うと言ったらあれですけども、できればそういう方がなるべく正規の職員になれるような形というのは、いろいろな方法があると思います。

今田委員長

現場ではもう長い間ずっとそういう要望がある中で、公平性というものも大事だが、恣意的になってもいけないけど、何かそこに工夫があるといいのかなと思います。教育長、何かありますか。

山田教育長

昔からこの話がありますが、前提として試験というのは公平・中立でないといけないというのがあり、ただ一芸に秀でた人、こういう能力の方については採用しますよとオープンにする分には、これは構わないと思います。ですから、臨任の方の経験を、どう生かすかということオープンにしてやれば、それはそれで大丈夫だろうと思います。ただその評価の仕方が、同じ臨任でも1年の人もいれば、10年ぐらやってる人もいる、だからその経験の差みたいなものもあったり、あるいは校長によって、いろいろな校長さんもいらっしゃいますので、評価の辛い校長さんもいれば、甘い校長さんもいるし、その辺の推薦された校長さんの評価もしないといけない部分もあったりして、非常に相対的な関係で難しい部分もありますが、確かに臨任の方のこれまでの経験だとか、知識だとか経験だとか、そういうものを生かす方策は、客観的であれば、全国的なものは別にして、何らかの方法が可能かとは思っています。

今田委員長

よろしいですか。それでは、本件についてはほかにご質問がなければ、議事日程に従い、要望審査に移ります。受理番号11の要請書について、審査を行います。所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長

受理番号11の教科書に関する要請書につきましてご説明申し上げます。指導部長入内嶋です。詳しく指導室長からご説明申し上げます。

吉原指導主事室長

指導主事室長の吉原でございます。考え方をご説明申し上げます。受理番号11番は横浜市教育委員会が採択した横浜市立学校使用教科書に関する内容であり、教育長専決になる請願及び陳情と判断されます。

以上でございます。

今田委員長	<p>所管課から説明がありました。何かご質問等ございますか。 特にご意見等がなければ、受理番号11は教育長専決としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>それでは、受理番号11については、教育長専決で回答するとともに、報告をお願いします。 以上で要望審査を終了します。 次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教育委員会第35号議案教職員の人事については人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>それでは、教委第35号議案を非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。</p>
重内総務課長	<p>9月28日、平和と教育を考える都筑区民の会から副読本にかかわる要請書が提出されました。この要請書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。 次回の教育委員会臨時会は、10月26日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。よろしくお願いたします。 以上でございます。</p>
今田委員長	<p>皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は10月26日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、ご確認ください。 それでは、審議に入ります。教育委員会第32号議案、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、所管課から説明をお願いします。</p>
入内嶋指導部長	<p>指導部長の入内嶋でございます。教委第32号議案、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてご提案申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。 資料をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、提案理由でございます。2ページでございます。横浜市立新治特別支援学校の名称を横浜市立若葉台特別支援学校に変更し、及び通称を定める等のため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので、提案させていただきます。詳しくは担当課長からご説明申し上げます。</p>
荒木特別支援教育課長	<p>特別支援教育課長荒木です。おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正するということですが、5ページの新旧対照表を使ってご説明いたします。 5ページをおめくりください。現行の47条の次に、47条の2として通称に関する規定を定めます。次の表の左に掲げる横浜市立若葉台特別支援学校を右の欄に掲げる横浜わかば学園として通称の名称を定めることといたします。 次に別表第2、現行の左側をご覧ください。学校名ですが、左側の下から4つ</p>

目、横浜市立新治特別支援学校を右側の欄、同じく下から4つ目、横浜市立若葉台特別支援学校に変更いたします。あわせて学校名の変更に伴い、区の順番に整理しております。

では、4ページにお戻りください。このように改めるということで、この規則は平成25年1月1日から施行するものといたします。

以上でございます。なお、部長のほうから補足説明をさせていただきます。

入内嶋指導部長

それでは、少し資料にはございませんが、通称にかかわりまして補足説明をさせていただきます。新たに設置されるこの知的障害高等部は、軽度の知的障害がある生徒が対象になっておりまして、既にある高等特別支援学校、日野と二つ橋にございますが、その2校と同様の名称が本来ならふさわしいところがございますが、若葉台特別支援学校に関しましては肢体不自由部門との併置であるということでございます。そのために高等というような名前を使用することができません。本市では初めての知的障害と肢体不自由併置の特別支援学校であることから、また保護者からの通称を使用する希望があるということが1点ございます。

それから2点目でございますが、移転先が旭区若葉台地区の町内会自治会関係者の皆さんからなります若葉台地区小中学校跡地活用検討調整委員会のほうからも、学校や地域の特性、また在籍する子どもたちの思いを踏まえて、この通称名の制定、横浜わかば学園ということで、平成22年の秋に意見書が提出されております。

それから3点目でございますが、他都市で、例えば東京ではですね、条例上の名称として複数の障害種に対応する学校及び高等特別支援学校などは学園という名前をつけていることがございます。そのほかの単一の障害を対象とする場合は特別支援学校ということを使用しております。

以上の3点から横浜わかば学園という通称ということでご提案申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。どうぞ。

奥山委員

通称のことはよくわかりましたが、通称のところには、横浜市立というのは入れなくてもいいということでよろしいんですか。

入内嶋指導部長

はい。条例上の名前は横浜市立ということで、若葉台特別支援学校となっておりますので、通称のほうは横浜わかば学園ということで考えております。

今田委員長

よろしいですか。ご意見等なければ、教委第32号議案については議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、議案のとおり承認します。
次に教委第33号議案、横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、所管課から説明をお願いします。

荒木特別支援

教委第33号議案についてご説明いたします。横浜市立学校条例の一部を改正す

教育課長	<p>る条例の施行期日を定める規則の制定についてです。</p> <p>2 ページおめくりください。提案理由についてですが、横浜市立新治特別支援学校を移転し、及び同校の名称を横浜市立若葉台特別支援学校に変更するため、横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定したいので提案するものです。</p> <p>3 ページおめくりください。規則の内容ですが、横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行期日は平成25年1月1日から施行するものとします。また、この規則は公布の日から施行します。</p> <p>以上です。よろしく願いいたします。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。 よろしいですか。開校は4月1日からでしたね。</p>
入内嶋指導部長	<p>はい。開校は4月1日からですが、1月1日からですね、肢体のほうは移転を先にするというところでございます。</p>
坂本委員	<p>ちょっとよろしいですか。質問で別に議題を蒸し返すつもりはないのですが、先ほど奥山委員から市立をつけないのですかというご質問がありましたが、多分議論があったと思うんですね。ただ、やはりこういう学校ですから、責任者というか、主体性がどこにあるかというのは常に第三者にわかったほうがいいのと、もう一つは横浜市としてはこんないいことをやっているのに、私立ではなくて、市立でやっているんですよと。東京から見るとはっとするんですね。「あ、市立でこんな学校があるのか」というのがありますので、そういう宣伝効果というか、広報と主体性の問題で、市立をつけないというふうに、議論されてこう落ち着いたのですか。単なる質問です。</p>
荒木特別支援教育課長	<p>やはり子どもたちや地域の人たちにとって短くて言いやすいということで、横浜わかば学園ということで、市立はつけないということに最終的にはなりましたが、横浜市立若葉台特別支援学校横浜わかば学園というような形で併記して使う場面も多くあります。</p>
坂本委員	<p>奥山さんがおっしゃるのは、略称を言うときに、市立わかば学園と普通皆さんが言うのか、それから少なくとも、言わなくても字で書くときに、市立と書いてあるのと書いてないのでは私立との差として印象が違うと思うのですが、そういう一種のPR効果というか、政策効果というか、それはかなり大きいと思います。議論があって決まったのでしたら、それはどのような議論があったか少し知りたいと思います。</p>
入内嶋指導部長	<p>今お話にございましたように、学校教育法上は市立若葉台特別支援学校となっていて、今課長からご説明申し上げましたように、併記といいますか、両方使っていくというようなことがございましたので、地域の皆さんのご希望と、それから短くてすぐ言いやすいという意見があったということで、つけなくてはいけないかどうかという、そこまでよりも、どちらかというところのほうが強かったということです。</p>
坂本委員	<p>それならそれで一つのご意見ですね。</p>

山田教育長

基本的には、通称を使うのは横浜ではこれが初めてです。この若葉台地区は、子どもも大人もそうですけれども、障害がある方に対してものすごい理解のある地域なんですね。ぜひ我が町の学校へ来てほしいという思いが非常に強くて、地域にとっても子どもたちにとっても親しみのある名前にしたいというのがまず一つあって、ですから横浜市立特別支援学校というかたい名前じゃなくて、通常どこでも気楽に子どもたちがあそこの子どもだと呼べる、そういう短くて親しみのある名前にしてほしいと、ものすごく強い要望がありました。我々も使ったことがないものですから、いろいろ東京の事例ですとか参考にしながら、特別支援学校でちゃんと横浜市立とついているのだから、通称で横浜わかば学園と呼びやすい、親しみやすい名前にしたいという地元の強い意向も、あるいは学校の保護者の方等々の意見もありまして、なるべく短くて親しみのある名前にしたいということで、この名前にさせてもらった経過がございます。

坂本委員

誤解しないでほしいのですが、役所がどうこう言うのではありません。私は役所のしたことは非常にいいので、これから全部の中学校がむしろいちいち特別支援学校と言わなくても、子どもたちのためにこういうことが許されるのなら、この際一気に学園にしたほうがいいと私は思って聞いてたんですね。だから、そういう略称について何の異議があるわけではないんです。ただ、私が申し上げたのは、略称にしる、私立ではないのですから、そこは、はっきり責任体制と、それからやはり横浜のPRをしたほうが得策ではないだろうかということです。だけど、地元の人が長いからといって勝手に、市立を飛ばしてわかば学園、わかば学園と呼ばれるのは、これは略称ですからいいと思うのですが、横浜市としては、少しもったいないなと思ったので、申し上げただけです。

今田委員長

また一つ、いいコミットメントというかアドバイスだったかもわかりませんが、何か一つ検討していただきたいなと思います。

それでは、教委第34号議案については議案のとおり承認ということでよろしゅうございますか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、議案のとおり承認します。ご苦労さまでした。

次に教委第34号議案、横浜市スポーツ推進計画（素案）に関する意見の申出について、所管課から説明をお願いします。

西山市民局スポーツ振興部長

市民局スポーツ振興部長の西山でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、横浜市スポーツ推進計画の素案につきましてご説明をさせていただきます。お手元にはA3版の本計画の概要と、第3章スポーツを推進するための具体的な取組（概要）と、素案をお配りしております。説明はA3版の資料で行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。なお、本計画を定めるときにはスポーツ基本法第10条第2項に規定がございまして、特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、またこれを変更しようとするときは、あらかじめ当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないという規定がございまして、それで本日お時間をいただきました。

それではまず横浜市スポーツ推進計画（素案）の概要、A3版をご覧ください。まず左上の計画の位置づけに、左のほうに大きな枠がございまして、その一番上に市の計画とございます。ここの横浜市基本構想、それからその下の横浜市

中期4か年計画に掲げている目指すべき都市像の実現に向け、スポーツに関する施策について具体的な取組を示したものです。また、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、国のスポーツ基本計画を参考に作成してございます。これはスポーツ推進計画の右のほうに書いてございます。

次に、2の、A3ページの右上でございしますが、計画の基本目標につきましては、スポーツを通じて子どもから高齢者まですべての市民がいきいきとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かな暮らしを育むことを目指すとしております。

3の計画の策定目的及び期間ですが、本計画は本市のスポーツに関する施策を総合的に推進するための指針として策定いたします。本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とし、計画の進捗状況、社会経済情勢、国の政策動向等の変化に対応するため、策定後5年をめぐりに中間見直しを行います。

その下4、計画策定までのスケジュールですが、平成22年7月から計4回の横浜市スポーツ推進審議会を開催し、平成24年7月に答申をいただきました。今後は10月15日からパブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただき、その意見を反映させた上で今年度中の作成を目指しています。

次に左下の5、計画の全体構成ですが、本計画は全3章で構成されております。第1章はスポーツを取り巻く現状と課題、第2章はスポーツ推進のビジョン、第3章はスポーツを推進するための具体的な取組の3章になっております。

それでは、第1章をご覧ください。A3左の下の方です。1、市民のスポーツ活動から7、プロスポーツチームまでのスポーツを取り巻く現状と課題をまとめてございます。その中で2、子どもの体力ですが、近年体力は全国的に上昇傾向が見られたものの、ピーク時であった昭和60年ごろと比較すると、依然として低調な傾向を示しております。また、平成22年度より実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果で、横浜市はほとんどの項目で全国平均を下回っている状況でした。課題といたしましては、スポーツをしない子どもたちに対する啓発や取組、部活動の顧問の確保、専門的な技術指導のできる教員の不足などが挙げられております。第1章はこれを含め、1から7が現状と課題でございします。

右側のほう、第2章のスポーツの推進のビジョンをご覧ください。スポーツを推進することにより、子どもの健全育成や体力の向上、心身の健康づくりや医療・介護費の削減、地域コミュニティの活性化、市民活力の創出や経済の活性化等、多面にわたり役割を担うとされております。

続きまして第3章、スポーツを推進するための具体的な取組ですが、別紙のスポーツを推進するための具体的な取組の概要に載せてございますので、1枚おめくりいただきたいと思っております。下のほうをご覧くださいますと、スポーツを推進するために掲げている4つの目標、目標1から目標4がございします。その後ろに具体的な取組ということで、取組1から取組33を掲載させていただいております。

初めに左上の目標1、子どもの体力向上方策の推進ですが、目標値として子どもの体力を昭和60年ごろの水準に回復することを掲げております。この目標を達成するために、右側でございしますが、取組1から8までの取組を実施します。その中で特に取組2の横浜市子どもの体力向上プログラムに基づく取組の実践ですとか、取組5、学校体育施設を利用した学校開放事業へのプログラム協力などにつきましては、特に教育委員会と連携して進めていきたいと考えています。

次に目標2、左側ですが、地域スポーツの振興ですが、目標値として成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度、週3回以上のスポーツ実施率が30%程度

となること、また、スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合を10%以上となることを掲げております。この目標を達成するため、取組5から取組23の取組を挙げております。

次に目標3、高齢者・障害者スポーツの推進ですが、目標値として65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%程度となること、また、地域において自主的に障害者のスポーツ活動を行っている団体等を18区に立ち上げることを掲げております。この目標を達成するため、取組6から30の取組を実施いたします。

次に目標4、トップスポーツとの連携・協働の推進についてですが、目標値としてトップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合を50%以上となることを目標とし、子どもや市民がトップアスリートに触れる機会をふやし、スポーツを行う意欲の向上につなげることを掲げております。この目標を達成するため、再掲の取組8から33の取組を実施いたします。

横浜市スポーツ推進計画についてのご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。ご質問等ございましたらどうぞ。先生、何か補足してもらおうことはありませんか。

間野委員

私もこの審議の過程に携わらせていただきましたけれども、昨年にスポーツ基本法という法律が50年ぶりに改正されまして、その法律に基づいて今年の3月にスポーツ基本計画というのを国が決めました。この法律の改正でですね、恐らく皆さんお気づきになったと思うのですが、例えば目標3のところは障害者スポーツと。これまでは障害者スポーツは厚生労働行政が扱うと言われていたものです。これがスポーツ行政の範疇に法律改正により入りました。

それともう一つ、50年前の法律では商業的なスポーツ、いわゆるプロスポーツや民間のテニスクラブも含めた、こういったものはスポーツ行政の範疇から外していたんですね。これは昭和36年にできた法律ですので、まだプロスポーツも野球ぐらいしかなかった時代です。これは時代に合わせるということで、法律改正で商業的なスポーツ、具体的にはスポーツ産業従事者という言葉を使っていますが、プロスポーツだとか、民間のテニスクラブだとか、ゴルフ場だとか、こういったところもスポーツ行政の対象にすると。それがこの新しい計画に盛り込まれた特徴であります。

以上です。

今田委員長

少し補足をしていただきました。今のこの議案につきまして、何かご質問はございますか。どうぞ。

坂本委員

ここの横長の紙に書いてある具体的な取組というのは、いろいろ議論されて、幅広く書かれていて、本当にこれが実行されたら大変いいと思うのですが、その目標1の子どもの体力向上方策のところ、私はやはり基本的なことが抜けているのではないかと思います。それはスポーツという一つの定義に当てはまって管理や指導や育成をされることについてはこれでいいと思いますが、人間には誰にも何にも言われぬスポーツのもとというのがあるんですね。それは子どもの時の遊びです。だから、子どものとき外で遊ばない子は、幾らスポーツ、スポーツと言っても、これはもうそこで発達が遅れてしまうわけです。私はどこかにきつと入っていると思うのですが、この横長の目標1の子どもの体力向上方策の推進の取組1の取組ゼロとして、遊び場の確保というのもぜひ必要ではないか、これ

はこの間議論がありましたね。それが無いからみんな体が弱いんだというのがありましたので、ぜひこのゼロを、書くか書かないかは別として、認識していただかないと、少しこれは高邁過ぎてしまうのではないかと思います。

西山市民局スポーツ振興部長

この審議会でも子どもの体力の向上、それのもとやはり幼児期の頃から親御さんと一緒に遊んだり飛び回ったり、そういうことが必要だというご意見を多くいただいております。文章でもはっきり取組に出てないところは確かなんですが、実は本文の29ページにはこの目標1のところを載せてございまして、この取組1のところ、29ページが第3章で、1が子どもの体力向上方策の推進がきまして、目標値が今のとおり、その取組1のところの幼児期における運動習慣の啓発・普及活動のところの最後から2行目ですが、「また、保育園や幼稚園にスポーツ指導者等を派遣し、遊びながら体を動かす楽しさを子どもたちに伝えていく事業を実施します」ということで、これは指導者派遣だけですけれども、その中に少しですね、遊び場といいますか、親御さんも一緒に運動すると。具体的には幼児の中でもお父様・お母様が運動に理解があるお子さんのほうが体力も向上しているというようなことが実際あるんですよというお話もいただいた、ちょっと今ご意見いただいたところを文章に載せられるか検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂本委員

文章もさることながら、私は考え方の基本をそこへ置かないとだめではないかなと思います。指導者を派遣するとか、生活習慣を啓発するとか、それはもう何かを大人がやってあげることなんです。そうではなくて、人間は生まれながらに体を動かしたい、暴れたいという気持ちがあるので、その場を確保してあげる。大人は何もしなくていいのです。そういう考え方をスポーツの基本にやはり入れて考える必要があるのではないかなと思います。文字についてはもう皆さん練ったことですから、これ以上申し上げませんが。

今田委員長

教育長から3間の話を少ししてください。知識として我々もそういうことを意識しているということ少し話してもらったほうがいいと思います。

漆間教育次長

やはり子どもたちには遊ぶ時間、遊ぶ場、空間、それから遊ぶ仲間の3つが必要だということで、それが3間ということでございます。それはやはり子どもたちの生活環境や学習環境の中に設定していく、置いていくというようなことが大事だろうということは盛んに、我々の中でも、また委員さんの中でも議論になってきたことでございますので、大事にすべき基本的なことだと私も思います。

今田委員長

行政施策の中で、子どもたちの遊び場、空間がなくなってきています。そのことを行政はかなり意識しないといけないということを常に言われています。こういうものをつくると、どうしても枠で構えたものになってしまう。もう少し、深い根源的な何かがあるとわかりやすいのでしょうか。

中里委員

私も遊びは非常に大事だと思っています。私の手元にたまたま自然体験をしたことがない子どもの割合という調査のデータがあります。平成18年度国立青少年教育振興機構が調査したものです。10年度の調査と17年度の調査を比較している調査なのですが、海や川で泳いだことがない子の割合が平成10年度は9.8%あったのが、17年度は26%。要するに倍に増えています。それから、海や川で貝や魚を釣ったりしたことがない子が、平成10年度が21.6%、平成17年度が40.3%。これ

も倍増ですね。キャンプをしたことがない子は、平成10年度は39.2%で、平成17年度が52.8%、もう半分以上がしたことがないんです。リフトなどを使わず高い山に登ったことがない子は、平成10年度は53.1%、それから平成17年度が68.7%ということです。公園も、子どもたちには、非常に今規制があって遊べません。以前子どもたちをよく海や山や、山登りなども連れて行きましたが、それに取ってかわる楽しいゲームなどが家の中にできてしまったというのはあるのですが、ディズニーランドには連れて行くけれども、海や川には連れて行かないという傾向も確かにあると思います。そこで、市民全体への啓発活動をしていかないといけないと思います。スポーツの良さというのは、体を動かして自分が味わって初めてその良さを実感できます。頭の中でわかっている、見るのとやるのとでは全然違いますので、子育てをしている若い世代への啓発活動も大事かと思えます。

それから、公園がなかなか使いづらくなっていることは事実です。学校開放が盛んになればなるほど、子どもたちが放課後1回家に戻って来てから再登校してからの遊びの場がなくなってしまっています。キッズとかはまっ子で安全が確保されていますが、仲間ですら自由に遊ぶようなものが減っていることも事実なので、場というものが一体どの程度市として提供できるのか、もう少し広い範囲で見直していただきたい。イベント的なものはやはり継続的に続かないものですから、毎日の日常的なもの、そして末永く続けられるもので考えていくことが一番スポーツ振興につながっていくかと私は思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

奥山委員

保護者の啓発というのは本当にそのとおりで思うのですが、やはり昨今のスポーツはお金がかかるということを感じます。以前でしたら学校でプールに通ったら泳げるようになるという感じだったと思うのですが、今は回数も減っておりますし、地域のスポーツ教室に通わないと、水泳教室に通わないと、ということで、やはりそういう意味でお金をかけられたり、送り迎えができる保護者でないところがないという可能性もあります。もう少し、公園の整備もそうですが、放課後児童、働いてるお母さんたち、保護者向けという考え方だけではなく、子どもの遊びという観点から、校庭や体育館の活用ということを考えていかないと、子どもたちの体力アップやスポーツに親しむ環境を作っていくのではないかと、もう少し保護者だけではなく、社会が子どもたちの遊びやスポーツを応援する観点で取り組んでいかなくてはいけないのではないかと感じております。

間野委員

子どものスポーツを考えたときに遊びはもちろん大事でありますし、中学生以上になると学校運動部活動というのが出てまいります。これは私たち教育委員会のマターだと思っておりますが、学校運動部活動というものがこの計画の中にはやはり書き込めないでいるんですね。ただ、教育委員会としては学校運動部活動のあり方、子どもたちに多様な競技を用意するとか、身体活動部を増やして体力を向上させていくとか、あるいは学校と地域社会の連携とか、あるいは教員負担の軽減だとか、こういったことも含めて考えていく場合に、教育委員会だけでなく、スポーツ振興部、市庁部局との多分連携も必要になってくる可能性があると思っておりますので、この計画の中で学校運動部活動のことを明文化する必要はないと思っておりますが、坂本委員ではありませんが、そういう精神というか、考え方があるということを含めてあげればと思えます。

今田委員長

いかがですか。教育長、何かありますか。

山田教育長

確かに子どもの幼児期の遊びの体験は、将来どんなスポーツをやるにしても、それが身体能力とか運動能力とか、そこにかかわってくる部分だというのは十分わかっております。今ここの計画だけの話をすれば、これは本市全体の大人も子どももひっくるめた計画ですから、なかなかこの計画の中では子どもということには特記はできないのですが、やはり学校教育の中で体育として、当然低年齢であればあるほど子どものいわゆる学校外での遊びの体験みたいなものがものすごく大切になってきますので、いちいちご丁寧に計画に書くとかということだけでなく、日常的に学校の生活の中で、それぞれの学校は、町中にある学校と、周りに緑豊かな学校といろいろありますので、そういったロケーションを生かして、学校が学校教育の中で体育ということだけではなく、子どもの体力づくり、あるいはそういった環境を設けてやると、十分それぞれの学校で配慮していかない。計画がないからとかあるからという話になってくると、非常にかたい話になってきますので、それぞれの学校が、そういった時間、あるいはそういった空間、そういったものをきちんと整備してやる、提供してやる、そういう考え方でやっていかないといけないと思っています。

具体的にどうするかというのはないのですが、学校によっては朝早く出て来て一校一運動のような名前をつけて、先生が早く出て来て校庭開放をしたりしています。坂本先生がおっしゃるように、学校外の時間でもそういう環境を整備するなど学校ができる部分もあるでしょうし、あるいは周りの地域ができる部分もあるでしょうが、そういうものを保障してやるというか、自然にそれができてる社会であれば、それは子どもの体力等にもものすごく将来的には大きな影響してくるものがあると思います。

坂本委員

大変丁寧に答えてくださったのですが、お言葉ですが、計画にあるとかないとか、皆さんもおっしゃった遊び場の提供は計画しないと絶対できないんですね。ほっておいたら場が生まれてくるわけではなくて、地元がここは何とか子どもの遊び場として公園にしようとか、それからここが潰れたら、今いろんな施設が時代に合わなくなって潰れたらここはそういう場にしようとか、やはり計画に載せない限りはできないことだというのが一つ。それからもう一つ大事なことは、計画を立てるほうはもうちゃんと頭にある、そのことはよくわかって計画を立てているけど、文面には載ってないということがよくあるのですが、不思議なことでこれが下に行けば行くほど、文面に載ったことしか計画にならないんですね。それで最後はこれが金科玉条になって、ここに書いてあることさえやれば自分のところは計画をやっているんだということになりがちです。これは学校だけではなくていろんな組織であります。だからそういう意味で、本当に策定者が考えてることは、やはり情熱とか志をちゃんと下まで伝える努力をしないと、せっかくの気持ち伝わらないのではないかという気がします。多分さきほどの3間も、本当によく考えていらっしゃるというのは私もわかるのですが、あえて言ってるのはそういうことがあるから、ちょっとくどいようですが、申し上げています。皆さんが非常にご配慮されていることはよくわかります。

山田教育長

横浜でも空き地みたいなものがあると、まちの原っぱ事業に指定して、そこを子どもの遊び場にそのまま残そうとか、小さな空間ですけれども、たくさんあったのですが、こういう町中では場所を確保するのがなかなか難しく、周辺区に行けば、そこら中の空間が遊び場みたいになりますけれども、こういったところ

ではなかなか場所の確保というのはものすごく難しいです。

それであるべく、空き地があれば子どもの遊び場に使える土地であれば使おうとしますし、またビルの中でも、保育園などは園庭として使っている所もありますけれども、そういったものが開放できればビルの中にもそれを確保するとか、いろんな苦労はしていますが、やはり都会であればあるほどそういった場所が、なかなか意識しないとできないというのは十分わかっております。

今田委員長

何かコメントがありますか。

西山市民局スポーツ振興部長

今の場の確保のところは33ページのところで、取組19で身近なスポーツを行う場の確保ということで、今教育長が言われたような身近なスポーツの場の確保に向けて、廃校となった学校施設の跡地、既存の公共スポーツ施設、また本来の目的に支障のない範囲で市有地の未利用地や遊水地等の有効活用を図りたいと書いています。確かに横浜市では、土地がどんどんどんどん減ってきているのですが、公共の建物をつくる前にまちの原っぱ事業ということで、何年間かだけなんですけど遊び場みたいにした形がございました。そういったところと、もう一点は総合型地域スポーツクラブという取組10で連携・協力していこうということも挙げているのですが、これは横浜市に23の総合型地域スポーツクラブと多種目、多世代ということで、学校だけでなく地域の方と一緒にやる事業、横浜の場合はそのほとんどが学校を使わせていただいています。学校の体育館ですとか、運動場、そこが今度学校開放との関係で、なかなか皆さんが希望するところをどう調整していただけるか、またやはり学校の敷地というのがスポーツを推進する部署としては、横浜にとっては唯一残った最大のスポーツの場の候補地と考えておりますので、教育委員会さんと協力しながらスポーツの発展も一緒にできればなと思っております。

中里委員

この案が決まりましたら、区におろしていけますね。それで区では自分の区の中の状況はよくわかっていますから、区独自のまたスポーツ振興というところにつながっていくわけですね。確かに学校とか公園とか公共の場の有効利用もありますが、私が勤めてた根岸中学校で校庭を芝生化にするための工事で校庭が半年間ぐらい使えない時期に、東京電力の野球場をずっと貸してもらっていました。それで、民間企業のスペースというのも結構運用できてない部分で、市民活用できる余地があるものですから、区の場合はそれを把握できるわけです。民間企業も地域貢献したいわけなので、連携をとり、ぜひそういう発想もよろしくお願ひしたいなと思っております。

今田委員長

一つだけ、33ページの取組19のところにスポーツを行う場の確保がありますが、この計画を出すどうしてもスポーツという感じですが、先ほど坂本先生が言われたように、スポーツの前に遊びというか、何か構えなくてもいい部分をもう少しくましく入れ込むことも大切ではないでしょうか。だから身近なスポーツを行う場の確保とはやはり少し違うんですね。遊びの場がいろいろな基本にあるよということが、もう皆さん頭の中に入っているのでしょうか、入っているんだけど、計画を作ろうとすると何か構えてしまい、その辺がうまく生かせるかと思えます。

西部の北村先生、突然で済みませんが、現場に今までおられた中で学校開放などの話で、何かここは計画づくりやそれから小学校・中学校のそれぞれ代表の方が委員になってるんですけども、先生もいろいろ長くたくましく現場でやってお

られたんですから、学校開放なんかでのいいアイデアみたいなのは何かあるんですか。

北村西部教育
事務所長

先ほどお話あったように、学校開放は施設と運動という場・校庭という場があるので、やはりそれらをどう活用するかというのは、周りの市民の皆様というんですか、必ず「使えないですか」と今グループの団体がすごくそれを望んでいることも今日の計画のようにすごく多いという現実はあるかと思えます。ただ、学校のほうも逆に今度知らない方々がどんどん体育館を使ってくれるとか、夜間も含めてですね、そここのところの調整っていうのが非常に苦労するところがあります。と同時に、さっき中里委員がおっしゃったように、盛んになればなるほど、子どもたちがちょっと端っこに追いやられ、サッカーゴールで日常的なボール蹴りたいのにそこを使っていると使えないとかっていう現状はあります。と同時に、逆に子どもたちが校庭を活用するっていう意味ではね、地域の人たちがここに来て遊んでくださるね、場さえあれば、さっきの自然に地域の人たちが集まって来て、サッカー好きな子どもたちのサッカー経験のあるお父さんたちが放課後、そこで蹴って遊んでいるっていう状況もありますので、さっきから言うように、意見を聞きながら決まってくると追い出される、追いやられる集団もあるし、自由に空間をあけていくことによって集まってくる集団もあるという、その辺のバランスが今お話聞きながら難しいのかなというふうには思いました。

今田委員長

よくわかりました。ありがとうございました。

いろいろなご説明に対してまたいろいろな意見があって、そういう中で素案の中に反映をしていただければと思います。

それでは、ご意見がなければ教委第34号議案については、そういう意味でまた、当議案のとおり承認ということでよろしいですか。

各委員

<了 承>

今田委員長

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

以上で公開案件の審議が終了しました。

その他委員の皆さんから何かございますか。特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削除>

今田委員長

本日の審議案件は以上です。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時42分]